

イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 消費者行政活性化のための計画の策定

ア 市町村は、平成 26 年度末までの計画期間を通じた消費者行政活性化の方針、計画期間中に取り組む施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した計画（以下「市町村プログラム」という。）を消費者庁が別に定める様式により策定し、都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県は、提出された市町村プログラムについて広域的な観点から必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、都道府県自らが実施する活性化事業も踏まえ、管内全体の消費者行政活性化の方針、平成 26 年度末までの計画期間中の施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した消費者行政活性化計画（以下「都道府県計画」という。）を策定し、内閣総理大臣に提出するものとする。

ウ 都道府県、市町村は、必要に応じてそれぞれ都道府県計画、市町村プログラムを見直すことができるものとする。

エ 内閣総理大臣は、提出された都道府県計画について、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

③ 自主財源化のための計画の策定

ア 市町村は、平成 26 年度末までに実施する市町村プログラムを評価するとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までに新たに実施する活性化事業を整理した上で、平成 30 年度以降の自主財源化のための経過期間（以下「自主財源化期間」という。）を通じた消費者行政活性化及び自主財源化の方針、計画期間中に取り組む施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した計画（以下「市町村自主財源化プログラム」という。）を消費者庁が別に定める様式により策定し、都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県は、提出された市町村自主財源化プログラムについて広域的な観点から必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、平成 26 年度末までに実施する都道府県計画を評価し、平成 27 年度から平成 29 年度までに都道府県自らが新たに実施する活性化事業を整理した上で、自主財源化期間における管内全体の消費者行政活性化及び自主財源化の方針、計画期間中に取り組む施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した計画（以下「都道府県自主財源化計画」という。）を策定し、平成 26 年 12 月 31 日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

ウ 都道府県、市町村は、必要に応じてそれぞれ都道府県自主財源化計画、市町村自主財源化プログラムを見直すことができるものとする。

エ 内閣総理大臣は、提出された都道府県自主財源化計画について、必要に応じて見直すことを求めるものとする。